

安全係数 2.4 の特定設備に関する基準 書面投票～パブリックコメントの流れ

1. 事前に基準原案につき規格委員会委員各位に検討を依頼し、コメントを募集する
2. コメント内容を検討の上、書面投票用基準原案を作成する。委員会審議を要すると判断されるコメントがある場合にあっては、書面投票前に委員会を招集のうえ審議し、解決を図ったうえで、書面投票用原案を作成する。
3. コメント書面投票用基準原案にて、書面投票(15日)を行う。
4. 書面投票にてコメント付き賛成又は反対意見がある場合にあっては、コメント対応のための委員会を招集のうえ審議し、解決を図る。
5. 書面投票で特段の問題がなければ、パブリックコメントの募集(1ヶ月)を行う。